

<対策のポイント>

豪雨災害等、激甚化する災害に対する山地防災力強化のため、**荒廃山地の復旧・予防対策、総合的な流木対策の強化等の治山対策を推進**します。

<政策目標>

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加

<事業の内容>

1. 荒廃山地の復旧・予防対策の推進

豪雨災害等、激甚化する災害による荒廃山地の復旧・予防対策を実施します。特に激甚な災害が発生した地区においては、**治山施設の排土等の緊急的な措置**を実施します。

2. 多様化する山地災害に対する治山対策の強化

- ① **流域を一体とした復旧・予防対策**や **流木捕捉式治山ダム**に堆積した流木の除去などの対策を総合的に実施します。
- ② **施設の改良と併せた場合に、火山灰土の排土等の緊急対策**を実施します。
- ③ 災害関連緊急地すべり防止事業と一体的に、**周辺被災箇所も含めた地すべり対策工事**を集中的に実施します。

流木防止総合対策事業	1,450(-)百万円
緊急総合地すべり防止事業	250(-)百万円
防災林造成事業	2,625(2,909)百万円

3. 崩壊地・地すべり等の集中的な復旧整備

大規模な崩壊地や地すべり等の復旧のため、**民有林直轄治山事業**に新規着手するなど、**集中的な復旧整備**を実施します。

〔 民有林直轄事業 11,251(11,086)百万円 〕

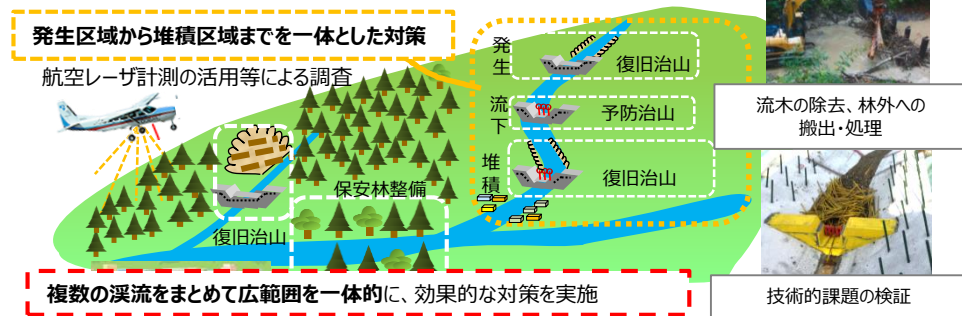
<事業の流れ>



※国有林や、民有林のうち大規模な山腹崩壊地等については、国による直轄事業を実施

<事業イメージ>

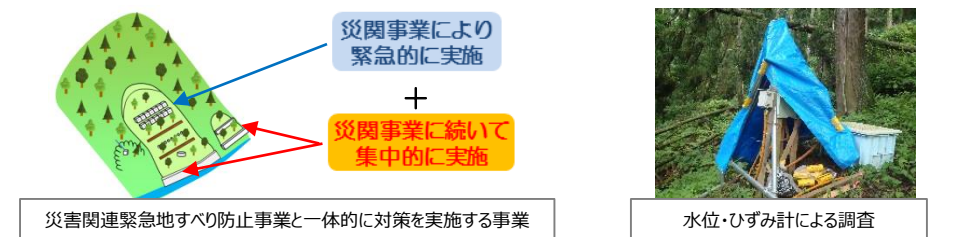
○ 流域を一体とした流木対策



○ 火山噴火・山火事対策の強化



○ 地すべり対策の強化



<対策のポイント>

花粉症対策苗木への植替の支援、花粉飛散防止剤の実用化に向けた林地実証試験、スギ・ヒノキの雄花着花状況調査、スギ雄花着花特性の高精度検査手法の開発を進めるとともに、これらの成果の普及啓発等を一体的に実施し、総合的に花粉発生源対策を進めます。

<政策目標>

スギ苗木の年間生産量に占める花粉症対策に資する苗木の割合の増加（約3割 [平成28年度] → 約7割 [平成44年度まで]）

<事業の内容>

1. 総合的な花粉発生源対策の強化及び普及 10（10）百万円

- 花粉発生源対策に係る調査及び技術開発の成果の普及、特色ある植替促進等の取組の情報収集及び発信を支援します。

2. 花粉症対策苗木への転換の促進 53（60）百万円

- ① 花粉症対策苗木への植替促進
花粉発生源となっているスギ林等の植替やコンテナ苗植栽結果の検証等を促進するため、加工業者等が行う森林所有者への働きかけ等を支援します。

- ② 花粉症対策品種の開発の加速化
花粉症対策品種の開発を加速化するため、スギ雄花着花特性を短期間・高精度で検査する手法の開発を支援します。

3. スギ花粉飛散防止剤の実用化試験 29（29）百万円

- 花粉飛散防止剤の実用化を図るため、空中散布の基本技術の確立、低コスト・高品質な大量培養技術の開発等を支援します。

4. スギ・ヒノキ雄花の着花量調査の推進 15（-）百万円

- スギ雄花着花状況等の調査、ヒノキ雄花の観測精度向上のための調査手法の開発を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

花粉症対策苗木への転換の促進

- ・加工業者・素材生産業者等が行う森林所有者への働きかけ、対策苗木への植替
- ・補助対象にヒノキを追加



- ・スギ雄花着花特性を短期間に高精度で検査する手法の開発

取組事例やコンテナ苗植栽状況の報告

スギ花粉飛散防止剤の実用化試験

- ・スギ花粉飛散防止剤の空中散布技術の開発
- ・低コスト・高品質な大量培養技術の開発



<花粉飛散防止剤により枯死した雄花>

開発状況の共有

スギ・ヒノキ雄花の着花量調査の推進

- ・スギ雄花着花状況等の調査
- ・ヒノキ雄花観測技術の開発、試行的な着花状況調査の実施
- ・ドローンの活用等による効率的かつ高精度な着花量推定手法の開発



<雄花着花量調査>

雄花着花量情報の共有

総合的な花粉発生源対策の強化及び普及

- ・上記の取組状況や調査成果、特色ある地域の植替促進取組等の情報収集
- ・森林所有者、自治体、研究機関、メーカー、医療機関、国民への情報提供・発信

<対策のポイント>

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<政策目標>

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]
- 木材供給が可能となる育成林の資源量が23.4億m³に増加するよう林道等の路網整備を推進 [平成37年度まで]
- 大規模地震が想定されている地域等において整備率が69%となるよう海岸堤防等の整備を推進 [平成32年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
 2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
 - ① 農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
 - ② 森林分野：予防治山、路網整備等
 - ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
- ※ 平成30年度第2次補正予算では、重要インフラの緊急点検の結果を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を行う事業を対象としています。
3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】



ほ場整備による農業生産性の向上、秩序ある土地利用の推進



老朽化したため池の全面改修により洪水被害を未然防止

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）



漁村における津波避難対策（避難地、避難路の整備）

【森林基盤整備】



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現



治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】

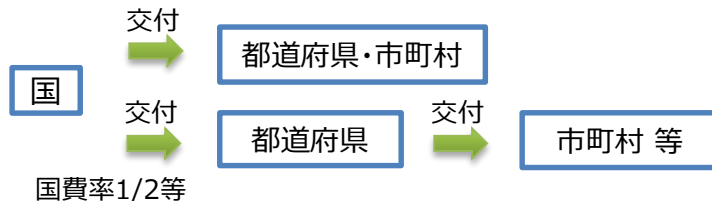


津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進



津波・高潮対策としての水門整備

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- （農業農村分野に関すること） 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)
- （森林分野に関すること） 林野庁計画課 (03-3501-3842)
- （水産分野に関すること） 水産庁防災漁村課 (03-6744-2392)

治山施設等の緊急対策＜公共＞

【平成31年度予算概算決定額（治山事業）24,977百万円、（農山漁村地域整備交付金）5,000百万円の内数】
【平成30年度第2次補正予算額（治山事業）13,096百万円、（農山漁村地域整備交付金）5,000百万円の内数】

＜対策のポイント＞

山腹崩壊や流木被害等のおそれのある地域について、集中豪雨等に対する山地防災力を高めるため、**治山施設の設置等による荒廃山地の復旧・予防対策、流木対策や海岸防災林の整備**を実施

＜政策目標＞

- 災害発生危険性を低減するため、緊急的に整備が必要な荒廃山地約600箇所において、治山対策を大幅に進捗 [平成32年度まで]
- 災害発生危険性を低減するため、緊急的に整備が必要な海岸防災林約50kmにおいて、海岸防災林の整備を大幅に進捗 [平成32年度まで]
- 流木災害発生危険性を低減するため、緊急的に整備が必要な荒廃森林約700箇所において、流木対策を大幅に進捗 [平成32年度まで]

＜事業の内容＞

1. 治山事業

- 重要インフラ緊急点検の結果により判明した、早急に治山対策が必要な山地災害危険地区等において、
 - ・ 治山施設の設置等による**荒廃山地や荒廃危険山地の復旧・予防対策**
 - ・ 植栽や防潮堤等の整備などの**海岸防災林の整備**等を推進します。
- また、平成29年7月の九州北部豪雨等による流木災害の発生を受けて実施した緊急点検により抽出した、早急に対策が必要な森林等において、
 - ・ 流木捕捉式治山ダムの設置
 - ・ 流木化する可能性の高い流路部の立木の伐採等の**流木対策**をより一層加速化します。

2. 農山漁村地域整備交付金

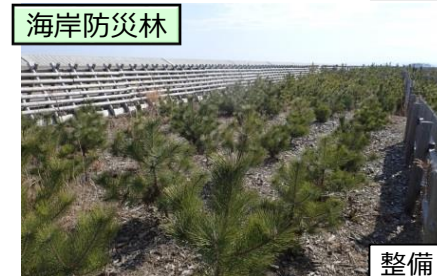
- 重要インフラ緊急点検の結果により判明した、早急に治山対策が必要な山地災害危険地区等において、
 - ・ **荒廃危険山地の崩壊等の予防対策や既存治山施設の機能強化対策**等を推進します。

＜事業の流れ＞



※国有林や、民有林のうち大規模な山腹崩壊地等については、国による直轄事業を実施

＜事業イメージ＞



森林の緊急対策 <公共>

【平成31年度予算概算決定額 (森林整備事業) 19,151百万円、(農山漁村地域整備交付金) 5,000百万円の内数】
【平成30年度第2次補正予算額 (森林整備事業) 4,112百万円、(農山漁村地域整備交付金) 5,000百万円の内数】

<対策のポイント>

山腹崩壊や流木被害等のおそれのある地域について、山地災害の未然防止や林道機能の確保等を図るため、**荒廃森林の間伐や森林の緊急造成、法面崩壊等の危険性が高い林道の改良整備等**を実施します。

<政策目標>

- 緊急的に整備が必要な荒廃森林約2,000か所において、災害発生の危険性を低減 [平成32年度まで]
- 緊急的に改良整備が必要な林道約300か所において、被災の危険性を低減 [平成32年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

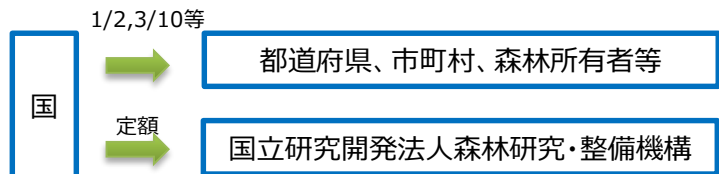
1. 森林整備事業

- 重要インフラ緊急点検等を踏まえて、緊急に対策が必要な荒廃森林について、山地災害や流木被害等の未然防止等を図るため、**間伐等の森林整備や林道の改良整備**を実施します。
- 台風や地震等により被害を受けた森林について、**被害木の除去や森林の緊急造成等**を実施します。

2. 農山漁村地域整備交付金

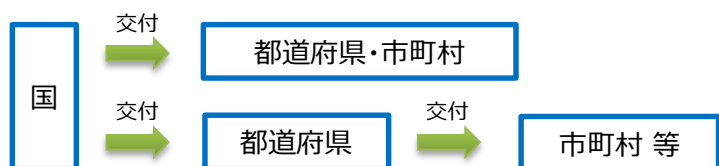
- 重要インフラ緊急点検等を踏まえて、法面や排水施設等の改良整備が必要な**林道の改良整備**を実施します。

<事業の流れ>



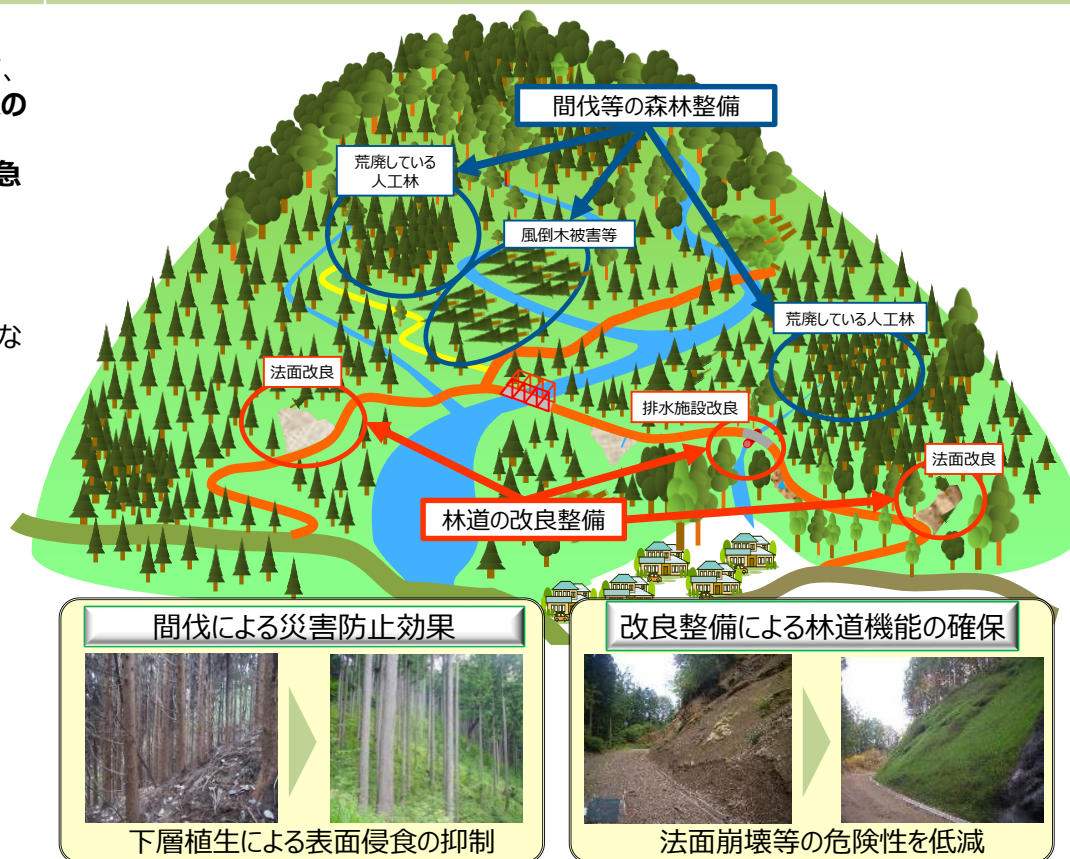
(1の事業)

※このほか国有林による直轄事業を実施



(2の事業)

※国費率1/2等



2 林野庁関係税制改正

平成31年度 林野庁税制改正事項

[延長事項]

- 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）の適用期限を3年延長する。（法人税）
- 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控（7%）[中小企業投資促進税制]の適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）
- 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）[商業・サービス業・農林水産業活性化税制]について、経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等が確認することを適用要件に加えた上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）
- 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の即時償却又は税額控除（10%、資本金3千万円超の法人は7%）[中小企業経営強化税制]について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）
- 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。（法人税）
- 農業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）

[見直し事項（廃止）]

- 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例（繰入限度額を10%増し）は、適用期限の到来をもって廃止する。なお、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する各事業年度における貸倒引当金の繰入限度額の計算については、現行法による割増率（10%）に対して1年ごとに5分の1ずつ減少した率による割増しを認める経過措置を講ずる。（法人税）